第十七条の二第七項中「前項」を「第六項」に、「株式会社」を「会社」に、「を銀行又は」を「を銀行若しくは」に、「同じ。）により第十七条の四第一項第一号又は第二号」を「同じ。）の担保権の実行による株式等の取得又は第十七条の四第一項第一号又は第二号」を「おいては、当該銀行若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号」に、「又はその子会社により第十七条の四第一項第一号又は第二号」を「若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号」に改め、「及び第十六条の三第七項」を削り、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　前項の規定は、第七項に規定する会社に該当していたものに準用する。この場合において、前項中「第十六条の二第一項第十二号」とあるのは、「第十六条の二第一項第十二号の二」と読み替えるものとする。

第十七条の二第六項の次に次の二項を加える。

7　法第十六条の二第一項第十二号の二に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

一　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項に規定する承認を受けている会社

二　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第百七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定を受けている会社

三　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第百九十九条第一項の規定による更生計画認可の決定を受けている会社

四　株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項に規定する再生支援決定を受けている会社

五　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十九条第四項に規定する支援決定を受けている会社

六　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項に規定する産業復興機構による支援を受けている会社

七　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条第一項若しくは第二十六条第一項の認定を受けている会社又は同法第百二十一条第一項の認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従つて事業を承継している会社

八　合理的な経営改善のための計画（法第五十二条の六十一第一項に規定する銀行等、株式会社商工組合中央金庫、保険会社（外国保険会社等を含む。）、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

イ　当該債務の全部又は一部を免除する措置

ロ　当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する措置

ハ　当該債務に係る債権の全部又は一部が当該会社に対する他の債権に後れることとする措置

（当該会社の財務指標が当該特定金融機関等及び当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を下回つた場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せて講じているものに限る。）

8　法第十六条の二第一項第十二号の二に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　銀行又はその子会社が前項に規定する会社（同項第八号に該当するものに限る。）の議決権を同号ロに掲げる措置により取得する場合　次のいずれかに該当すること。

イ　特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第百五十八号）第二条第三項に規定する特定調停が成立していること。

ロ　民事再生法第百七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。

ハ　会社更生法第百九十九条第一項の規定による更生計画認可の決定を受けていること。

ニ　産業競争力強化法第二条第十六項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき事業再生計画が作成されていること。

二　前号に掲げる場合以外の場合　同号イからハまでのいずれかに該当すること。

第十七条の三第一項第二十五号中「第一号から前号まで」を「前各号」に改め、同条第二項第一号の二中「第一号の五に掲げる業務を除く。）又は」を「同号に掲げる業務を除く。）又は」に、「業務（第一号の五」を「業務（同号」に改め、同項第十八号中「、第三十二号及び次項」を「及び第三十二号」に、「及び」を「及び」に改め、同項第三十八号中「第一号から前号まで」を「前各号」に改める。

第十七条の四第一項中「第十六条の二第三項」を「第十六条の二第三項本文」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

七　銀行の子会社である法第十六条の二第一項第十二号又は第十二号の二に掲げる会社による株式等の取得

第十七条の四第二項中「第十六条の二第五項」を「第十六条の二第八項」に、「前項各号」を「銀行若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第一項第一号から第六号まで」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第十六条の二第三項ただし書に規定する内閣府令で定める事由は、前項第七号に掲げる事由とする。

第十七条の四の二中「第十六条の二第四項」を「第十六条の二第七項」に改める。

第十七条の五第一項中「第十六条の二第四項」を「第十六条の二第七項」に改め、同条第五項中「含む。）」の下に「及び第三項第二号」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第十六条の二第六項」を「第十六条の二第九項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に、「第十六条の二第五項ただし書」を「第十六条の二第八項ただし書」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　銀行は、法第十六条の二第五項の規定による子会社対象会社（同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下この項において同じ。）以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　理由書

二　当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社の議決権の保有に関する方針を記載した書面

三　当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社に関する次に掲げる書面

イ　名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

ロ　業務の内容を記載した書面

ハ　最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ　役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

四　その他法第十六条の二第五項の規定による承認に係る審査をするために参考となるべき事項を記載した書面